

eドライバー保険

(自動車運転者損害賠償責任保険)

約款のしおり

普通保険約款・特約

＜必ずお読みください＞	1
＜ご契約内容（保険証券）をご確認ください＞	1
＜ご契約後にご注意いただきたいこと＞	1
1. 契約締結後における留意事項	1
2. 解約と解約返戻金	1
3. 保険料の払込み猶予期間等の取扱い	1
＜事故を起こされた時のご注意＞	1
1. まず、ご連絡を	1
2. 必ずご相談を	1
3. 被害者には誠意をもって	1
＜保険金をお支払いできない主な場合＞	2
＜普通保険約款および特約の適用について＞	2
1. 自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款の適用について	2
2. 自動車運転者損害賠償責任保険・特約の適用について	2
＜自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款＞	3
用語の定義	3
第1章 対人賠償条項	3
第2章 対物賠償条項	5
第3章 自損事故条項	6
第4章 基本条項	7
＜自動車運転者損害賠償責任保険・特約＞	14
(1) 搭乗者傷害危険補償特約	14
(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	16
(3) 人身傷害補償特約	16
(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約	23
(5) 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	23
(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約	24
(7) 保険料分割払特約	24
(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	26
(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	26
(10) 保険証券の不発行に関する特約	27
＜特約一覧＞	29

<必ずお読みください>

ご注意: e サービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない方は、「保険証券」を「My ホームページ」に掲示する契約情報の内容」と読み替えます。

お届けいたしました保険証券は、必ず内容をご確認ください。万一お申込み内容と相違しておりますら、ただちに当社までご連絡ください。

<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>

- 1. ご契約内容の氏名および住所、保険期間をご確認ください。
- 2. 補償種類と保険金額／特約等の欄をご確認ください。
この保険の対象となる自動車は借用自動車です。各補償種類の内容は後述の普通保険約款または特約でご確認ください。（注）
- 3. その他の特約／割増引の欄をご確認ください。
特約の内容は後述の特約で、割増引の内容は重要事項説明書でご確認ください。（注）
（注） 保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述く特約一覧>とあわせてご覧ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

- 1. 契約締結後における留意事項
- (1) 通知いただく事項

特にご注意ください

- (A) 特約の追加等契約条件を変更するときには、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (B) お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

- (2) ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払込みください（「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただきます）。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率（注）と次の算式を用いて計算します。
追加保険料＝{（新条件による年間保険料）－（旧条件による年間保険料）}×未だ経過していない期間に対応する短期率（注）
返還保険料＝{（旧条件による年間保険料）－（新条件による年間保険料）}×{（1－既に経過した期間に対応する短期率（注））

【短期率】

期間	7日迄	15日迄	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
期間	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

【月割】

期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
期間	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
月割	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

<「月払」でご契約の場合のご注意>

- 追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。
増額・減額となる保険料＝（追加保険料または返還保険料）÷未だ経過していない期間に応じた分割回数
- ※1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が30,000円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただきます。
 - ※2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返還します。
 - ※3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

- (3) ご契約が満期になった場合の留意事項

当社のドライバー保険は1年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度の等級などによっては次回のご契約のお引受け内容が制限される場合があります。

- 2. 解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客さまセンターにお申出ください。解約の条件によって保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合お客さまにとって不利な取扱い（注）になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。
（注）解約に伴う返還保険料は、ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率（「1. 契約締結後における留意事項（2）ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。）を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する保険料はありません。

- 3. 保険料の払込み猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。第2回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただくことがあります。

<事故を起こされた時のご注意>

- 1. まず、ご連絡を

- (1) 事故が発生した場合には、まずケガをされた方の救護措置をとり、道路上の危険を除去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出をするともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかないと、支払われる保険金が削減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署の届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。
- (2) その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。
 - (A) 事故の状況
 - (B) 被害者の住所・氏名
 - (C) 目撃者のある場合は、その住所・氏名
 - (D) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

- 2. 必ずご相談を

- 次の場合は事前に必ず当社にご相談ください。
- (1) 被害者と示談される場合
被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず当社にご相談ください。当社の承認なくご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。
 - (2) 損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合、または提起された場合
必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払いできなかつたりがあります。

- 3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等できる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

<保険金をお支払いできない主な場合>

特にご注意ください

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

		被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×（注１）	○	×	×	—
	対物賠償保険	×（注１）	○	×	×	×
	自転車運転者損害賠償責任補償特約	×	○	×	×	×
傷害	搭乗者傷害危険補償特約	△	△	○		
	人身傷害補償特約	△	△	○		
	自損事故保険	△	△	○		
	車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	×	×	×		

- ：保険金をお支払いします。 ×：保険金をお支払いできません。 △：その被保険者本人の傷害についてはお支払いできません。 —：対人賠償の対象外です。
- （注１）重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。
- ※１ 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を経営のために運転している際に起こした賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故については、保険金のお支払いの対象外となります。
- ※２ 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）については、上表において「損害または傷害」とあるのは、「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。また、上表に加え、車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）でお支払いできない主な滅失、破損または汚損は以下のとおりとなります。
- (a) タイヤのみに生じた滅失、破損または汚損
- (b) 欠陥、自然消耗（摩滅・さび・腐しよく等）による滅失、破損または汚損
- (c) 故障（電氣的、機械的故障）による滅失、破損または汚損
- (d) 取り外された部品や付属品の滅失、破損または汚損
- (e) 詐欺、横領による滅失、破損または汚損
- (f) 航空機、船舶で輸送中の滅失、破損または汚損
- さらに、下記に該当する場合についても、車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）において保険金はお支払いできません。
- ・相手自動車に対する法律上の損害賠償責任が発生しないとき。
 - ・借用自動車が、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合において、レンタカー会社が締結している対物賠償保険等に免責金額の適用がないか、もしくは免責金額の適用があっても「免責補償制度」（注２）から給付を受けるなどの理由により、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の全額が補償されるとき。
- （注２）レンタカー会社がレンタカー借用者にオプションとして提供している制度で、借用者がレンタカー借用時に一定の対価を払うことによって、レンタカー会社が締結している対物賠償保険や車両保険の免責金額相当額を補償するもの（レンタカー会社によって名称・内容は異なることがあります）。
- ※３ 上表の各保険・特約いずれにおいても、各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。
- ※４ 以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。
- (a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
- (b) 借用自動車を危険物を業務として積載、または借用自動車が、危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害
- (c) 地震・噴火・それらによる津波 による損害または傷害
- (d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能 による損害または傷害
- なお、車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）については、「損害または傷害」とあるのは「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。

<普通保険約款および特約の適用について>

- １．自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款の適用について
- 普通保険約款は、保険証券に条項名または保険金額が記載されている項目について適用されます。なお、第４章基本条項については、全ての契約に適用されます。
- ２．自動車運転者損害賠償責任保険・特約の適用について
- 特約は、原則保険証券に表示されている特約（注）について適用されます。（注）29 ページの<特約一覧>をご参照ください。

自動車運転者損害賠償責任保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に提示する契約情報揭示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとするることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 ② 同条（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつ、その用途車種が次のいずれかに該当する自動車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車 ^(注1) および記名被保険者が役員 ^(注2) となっている法人の所有する自動車 ^(注1) を除きます。 ① 家用普通乗用車 ② 家用小型乗用車 ③ 家用軽四輪乗用車 ④ 家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 家用小型貨物車 ⑦ 家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車） ⑨ 二輪自動車 ⑩ 原動機付自転車 (注1) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 (注2) 役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の特約金回収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た 対人事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期料率	別表Ⅱに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金銭であって、対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。ただし、自損事故条項については、死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
ま 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
や 用途車種	登録番号標等 ^(注) 上の分類番号、色等に基づき定めた、家用普通乗用車、家用小型乗用車、家用軽四輪乗用車、家用小型貨物車、家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 登録番号標等 車両番号標および標識番号標を含みます。
ら レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第1章 対人賠償条項

第1条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、対人事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
(2) 当会社は、1回の対人事故による(1)の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 台風、洪水または高潮
⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧ 借用自動車を競技、曲技^(注5)もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
⑨ 借用自動車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
⑩ 借用自動車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故
(注1) 法定代理人
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
(注5) 競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
(注6) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(注7) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

- (注8) 業務
家事を除きます。
- (注9) 空港
飛行場およびヘリポートを含みます。
- (2) 当社は、記名被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合
 - ② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合
- (注1) 業務
家事を除きます。
- (注2) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 記名被保険者の業務^(注)に従事中の使用人
- (注) 業務
家事を除きます。

第5条（当会社による援助）

記名被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、記名被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第6条（当会社による解決）

- (1) 記名被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、記名被保険者の同意を得て、記名被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。
- (注) 訴訟の手続
弁護士を選任を含みます。
- (2) (1) の場合には、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 借用自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - ④ 正当な理由がなく記名被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が記名被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを記名被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 記名被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	−	自賠責保険等によって支払われる金額	−	記名被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-------------------------------------	---	-------------------	---	----------------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第8条（費用）

保険契約者または記名被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第19条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第19条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④ 対人事故に関して記名被保険者の行う折衝または示談について記名被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第6条（当会社による解決）(2)の規定により記名被保険者が当会社に協力するために要した費用
 - ⑤ 損害賠償に関する争訟について、記名被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から③までの費用	−	自賠責保険等によって支払われる金額	=	保険金の額
-------------------------------------	---	-------------	---	-------------------	---	-------

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条④および⑤の費用
 - ② 第6条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または記名被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第10条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第5条（当会社による援助）または第6条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が記名被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で記名被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で記名被保険者に貸し付けます。
- (注) 保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、記名被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注) 供託金
利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (注) 供託金
利息を含みます。
- (4) (1)の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。
- (注) 供託金・貸付金
それぞれ利息を含みます。
- (5) 基本条項第23条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第11条（先取特権）

- (1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、記名被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。
- (注) 保険金請求権
第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注1)
- ② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、記名被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が記名被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注2)
- (注1) 記名被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権^(注3)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注3)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により記名被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権
- 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条(損害賠償請求権者の権利と記名被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と記名被保険者が第8条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、記名被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 対物賠償条項

第1条(用語の定義)

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、対物事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権取返、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 台風、洪水または高潮
- ⑤ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ 借用自動車を競技、曲技^(注5)もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注6)すること。
- ⑨ 借用自動車を危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- ⑩ 借用自動車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故
- (注1) 法定代理人
- 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動
- 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質
- 使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技、曲技
- 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 使用
- 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 危険物
- 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注8) 業務
- 家事を除きます。
- (注9) 空港
- 飛行場およびヘリポートを含みます。
- (2) 当会社は、記名被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、

- その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合
- ② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合
- (注1) 業務
- 家事を除きます。
- (注2) 所有する自動車
- 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、対物事故により記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(当会社による援助)

記名被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、記名被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第6条(当会社による解決)

- (1) 記名被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ記名被保険者が当会社と解決条件について合意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、記名被保険者の同意を得て、記名被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。
- (注) 訴訟の手続
- 弁護士を選任を含みます。
- (2) (1)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きには、借用自動車に生じた損害にかかわる借用自動車の所有者および記名被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。
- (3) (1)の場合には、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく記名被保険者が(3)に規定する協力を拒んだ場合

第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 対物事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が記名被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを記名被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 記名被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 支払うべき保険金の額
- 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出された額とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	—	記名被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金	= 損害賠償額の額
-------------------------------------	---	--------------------------------	-----------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定に

による請求権を行使することはできず、また当会社は（２）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

①（２）④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が記名被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、記名被保険者またはその法定相続人のいずれとも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と記名被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(７) (２) または③に該当する場合は、（２）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額

第8条（費用）

保険契約者または記名被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第19条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第19条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手続を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 対物事故に関して記名被保険者の行う折衝または示談について記名被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第6条（当会社による解決）（３）の規定により記名被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑤ 損害賠償に関する争訟について、記名被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

(１) １回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から③までの費用	-	記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	保険金の額
-------------------------------------	---	-------------	---	---	---	-------

(２) 当会社は、（１）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条④および⑤の費用

② 第6条（当会社による解決）（１）の規定に基づく訴訟または記名被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第10条（仮払金および供託金の貸付等）

(１) 第5条（当会社による援助）または第6条（当会社による解決）（１）の規定により当会社が記名被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、１回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で記名被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で記名被保険者に貸し付けます。

(注) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(２) (１) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、記名被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

(３) (１) の貸付または当会社の名による供託が行われている間においては、第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）ただし書、同条（７）ただし書および前条（１）ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

(４) (１) の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(１)の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 供託金・貸付金

利息を含みます。

(５) 基本条項第23条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場

合は、（１）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第11条（先取特権）

(１) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、記名被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(２) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注1)

② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、記名被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が記名被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から記名被保険者に支払う場合^(注2)

(注1) 記名被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(３) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により記名被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（損害賠償請求権者の権利と記名被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（２）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、記名被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 自損事故条項

第1条（用語の定義）

この自損事故条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

(１) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① 借用自動車の運行に起因する事故

② 借用自動車の運行中の、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中である場合に限りす。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(２) (１) の傷害にはガス中毒を含みます。

③ (１) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的見解のないもの

第3条（保険金を支払わない場合）

(１) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうちそれがある状態で借用自動車を運転している場合に生じた傷害

③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(２) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(３) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、被傷風等をいいます。

(４) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注2)もしくは核放射性物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発

- 性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 借用自動車を競技、曲技^(注4)もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
- ⑦ 借用自動車を危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 暴動
- 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
- 使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技、曲技
- 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 使用
- 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 危険物
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 業務
- 家事を除きます。
- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合に、被保険者によって生じた傷害
- ② 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- (注1) 業務
- 家事を除きます。
- (注2) 所有する自動車
- 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

- この自損事故条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 借用自動車を運転中の記名被保険者
- ② 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗している次のいずれかに該当する者
- ア. 記名被保険者の配偶者
- イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 室内
- 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車を搭乗中の者は被保険者に含まれません。

第5条（個別適用）

この自損事故条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (注) 1,500万円
- 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上ある場合は、当会社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第7条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、別表Ⅰ^(注)の1または別表Ⅰ^(注)の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する別表Ⅰに定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (注) 別表Ⅰ
- 注書きも含みます。
- (2) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

別表Ⅰ ^(注) の1または別表Ⅰ ^(注) の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額	既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額	後遺障害保険金の額
注書きも含みます。		

第8条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができ程度になおった日までの治療日数に對し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院した場合
- $$6,000 \text{ 円} \times \text{入院日数} = \text{医療保険金の額}$$
- ② 通院した場合
- $$4,000 \text{ 円} \times \text{通院日数} = \text{医療保険金の額}$$
- (注) 通院日数
- ①に該当する日数を除きます。
- (2) (1)の治療日数には臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときは、その処置日数を含みます。
- (注) 処置
- 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) (1)②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。
- ① 長管骨^(注)の骨折および脊骨の骨折によるギプス
- ② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギプス
- ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス
- (注) 長管骨
- 上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。
- (4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をささなかったことにより、第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第6条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第7条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第8条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第4章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
- ① 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当会社に送信すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
- (2) (1)の規定により当会社が保険契約の申込みを受けたときは、当会社は保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、契約情報画面等に表示または当会社の定めるところに従い、保険料を払い込まなければならない。
- (2) 契約情報画面等に表示または当会社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの

当会社が定める日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条（1）に規定する保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(第8)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 午後4時
- 保険証券上これと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

- 当会社は、記名被保険者が日本国内^(第2)において、借用自動車を運転している場合に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
- (注) 日本国内
- 日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - ③ 保険契約者または記名被保険者が(1)の事実の告知をすることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が妨げた場合
 - ④ 保険契約者または記名被保険者に対し、(1)の告知に関し、事実を告げず、または事実と異なることを告げること、を当会社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が勧めた場合
 - ⑤ 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当会社の別に定める方法をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ⑥ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (3)③および④の規定は、当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者の(3)③または④に規定する行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められた場合には適用しません。
- (5) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(第3)が発生した場合には、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- (注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
- 告知事項のうち、契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引渡範囲^(第2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) この保険契約の引渡範囲
- 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約の無効）

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

- 保険契約者または記名被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約の解除）

- 保険契約者は、当会社に対する書面または当会社の別に定める方法による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせようとするを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または記名被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - A. 反社会的勢力^(第3)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(第3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(第3)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(第3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(第3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 反社会的勢力
- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 被保険者^(第11)が、(1)③アからまでのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者^(第12)に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからまたはオのいずれかに該当すること。
- (注1) 被保険者
- 対人賠償事項、対物賠償事項または自損事故事項における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。
- (注2) 被保険者
- 自損事故事項における被保険者に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③アからまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、対人賠償事項または対物賠償事項に基づき保険金を支払うべき損害^(第3)については適用しません。
- (注) 損害
- 対人賠償事項第8条（費用）または対物賠償事項第8条（費用）に規定する費用のうち、(1)③アからまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- (5) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- ① (4)の損害^(第2)

- ② 自損事故条項に基づき保険金を支払うべき被害のうち、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(注) 損害

- 対人賠償条項第8条(費用)または対物賠償条項第8条(費用)に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、差額保険料^(注)を返還または請求します。

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる時

差額保険料^(注1)から差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる時

差額保険料^(注1)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額

(注1) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

- (3) (1)または(2)の追加保険料が相当の期間内に払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません^(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害を除きます。

(注) 既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。

- (5) 当社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる時

差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる時

差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

- (6) 当社が(5)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は契約条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日

(5)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (7) (6)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まなかった場合には、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および記名被保険者について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第16条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条(保険料の返還—取消しの場合)

- 第11条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第18条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、同条(6)、第13条(重大事由による解除)(1)、第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

- (2) 第12条(保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第19条(事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

- ③ 次の事項を遅滞なく、書面当会社に通知すること。

- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

- イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ④ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

- ⑤ 損害賠償の請求^(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または搬送その他緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑥ 損害賠償の請求^(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

- (注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (注2) ①他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第20条(事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

- ② 前条②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- (注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 対人賠償条項および対物賠償条項に関しては、損害の額

- ② 自損事故条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、「用語の定義」の保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注)とに区分して算出するものとします。

- (注) それ以外の保険金

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第22条(借用自動車の保険契約等の取扱い)

- (1) 対人賠償条項および対物賠償条項に関しては、借用自動車について他の保険契約等がある場合には、当社は、前条の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、借用自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- (注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (2) 自損事故条項に関しては、借用自動車について他の保険契約等がある場合には、当社は、前条の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、傷害に対して保険金を支払います。ただし、借用自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- (3) (2)の規定の適用においては、「用語の定義」の保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注)とに区分して算出するものとします。

- (注) それ以外の保険金

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第23条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使うことができるものとする。

- ① 対人賠償事項または対物賠償事項に係る保険金の請求に関しては、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 自損事故事項に係る保険金の請求に関しては、次のア、死亡保険金については、被保険者が死亡した時
イ、後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
ウ、医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができた程度になった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書^(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)
- ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 対人賠償事項および対物賠償事項に係る保険金の請求に関しては、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑦ 対物賠償事項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)
- ⑧ その他当会社が次条（1）に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限りする。

(注2) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされたときはその領収書とします。

(注3) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者
「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りする。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または被害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記名被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要なる事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日まで、に、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより調査が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、自損傷に関して、第19条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または第23条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第26条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が対人賠償事項第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償事項第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 対物賠償事項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1)および被害が生じた物の写真^(注2)
- ⑧ その他当会社が(6)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を

- 請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族^(注) 配偶者
- 「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載を、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当会社は、対人賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から⑤までまたは対物賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および記名被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われないうちの無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われないうちとしてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 請求完了日
- 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとし、
- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 請求完了日
- 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 日数
- 複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
- 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより調査が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
- (注) これに応じなかった場合
- 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- 第27条(時効)**
- 保険金請求権は、第23条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- 第28条(損害賠償額請求権の行使期間)**
- 対人賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)および対物賠償条項第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
- ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の記名被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- 第29条(代位)**
- (1) 損害が生じたことにより記名被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

- 記名被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
- 記名被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
- 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに記名被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第30条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらないうちの場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条(訴訟の提起)

- この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表Ⅰ> 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	保険金支払額
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

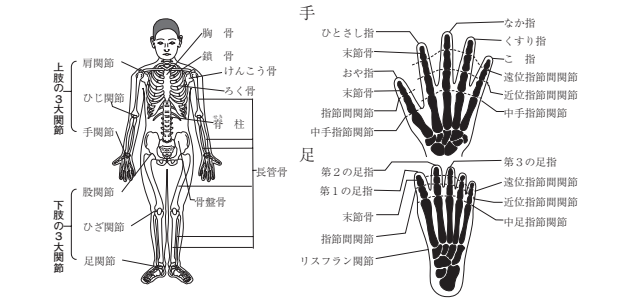
等級	後遺障害	保険金支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全失したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全失したもの	1,500万円
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼または言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	1,110万円

第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960 万円	第9級	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1 手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	365 万円
第5級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1 上肢の用を全廃したもの ⑦ 1 下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	825 万円	第10級	① 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	280 万円
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	700 万円	第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	210 万円
第7級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	585 万円	第12級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のご指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	145 万円
第8級	① 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1 手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの	470 万円			

第13級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95万円
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	50万円

- (注)
- 各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - 同一事故により、本表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、以下のとおり等級を決定します。
 - 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級を3級上位の等級に繰上げます。
 - 上記（1）以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を2級上位の等級に繰上げます。
 - 上記（1）（2）以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を1級上位の等級に繰上げます。ただし、それぞれの後遺障害に対する金額の合計が上記の規定により決定した等級に対応する金額に達しない場合は、その合計を金額とします。
 - 上記（1）から（3）以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級とします。

注 関節などの説明図



<別表Ⅱ> 短期料率表

既経過期間・ 未経過期間	7 日まで	15 日まで	1 か月 まで	2 か月 まで	3 か月 まで	4 か月 まで	5 か月 まで	6 か月 まで	7 か月 まで	8 か月 まで	9 か月 まで	10 か月 まで	11 か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

自動車運転者損害賠償責任保険 特約

(1) 搭乗者傷害危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 借用自動車の運行に起因する事故
 - ② 借用自動車の運行中、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下
- (2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。
- (3) (1) の傷害には、次のものを含まません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、被傷風等をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 借用自動車を競技、曲技^(注4)もしくは試験のために使用していること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
 - ⑦ 借用自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または借用自動車が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 危険物
道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第1条 (用語の定義) に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成14年国土交通省告示第619号) 第2条 (定義) に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 第2条 (定義) に定める毒物もしくは劇物をいいます。

- (注7) 業務
家事を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者の使用者の業務^(注1)のために、その使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
 - ② 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- (注1) 業務
家事を除きます。
- (注2) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第6条 (被保険者の範囲)

この特約において被保険者とは、記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第7条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (注) 保険金額の全額
1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの1または普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- $$\text{保険金額} \times \frac{\text{この特約の別表Ⅰの1またはこの特約の別表Ⅰの2の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{この特約の別表Ⅰの1またはこの特約の別表Ⅰの2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 既に後遺障害のある被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{保険金額} \times \left[\frac{\text{この特約の別表Ⅰの1またはこの特約の別表Ⅰの2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - 1 \right] = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第10条 (医療保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第3条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、入院または通院をした場合は、1回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院または通院した日数の合計が5日以上となり、かつ、5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ別表Ⅱに定める金額
 - ② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合は、1万円
- (2) (1) の日数には、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号) 第6条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含みます。
- ① 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギブス
 - ② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス

- ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス
(注) 長管骨
上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせさなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）、第9条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度にわたった時または事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院した日数の合計が5日となった時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 保険金の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書
- ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書
- ⑥ その他当会社が普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 配偶者
普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合にも、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、被保険者が被った第3条（保険金を支払う場合）の傷害に関して、普通保険約款基本条項第19条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害

について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第16条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（普通保険約款の準用）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 基本条項第13条（重大事由による解除）(2)(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項」ならびに(2)(注2)および(5)②の規定中「自損事故条項」とあるのは、「この特約」
- ② 基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)(注)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)および(3)」
- ③ 別表Ⅰ（注）の(3)の規定中「金額」とあるのは「保険金支払割合」、「合計」とあるのは「合計の割合」

<別表Ⅰ> 後遺障害等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

<別表Ⅱ> 医療保険金（部位・症状別払）の支払額基準表

部位 症状	頭部		顔面部		頸部	胸部、腹部、 背部、または 腰部または 臀部		上肢		下肢		全身
	く眼および 歯牙を除く 顔面部	眼	歯牙	頸部	胸部または 腹部	背部、 腰部または 臀部	手指を除く上肢	手指	足指を除く下肢	足指		
打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	5万円	5万円	—	—	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
挫創または挫減創	10万円	10万円	—	—	10万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	15万円
骨折または脱臼	60万円	35万円	—	—	60万円	30万円	60万円	35万円	20万円	60万円	25万円	—
欠損または切断	—	15万円	—	5万円	—	—	—	60万円	25万円	70万円	30万円	—
筋または腱の断裂 ^(注) (注) 断裂 完全に切断された 状態をいいます。	—	—	—	—	—	—	—	40万円	25万円	30万円	10万円	—
神経（脊髄を除く）の 損傷または断裂	100万円	45万円	50万円	—	70万円	—	70万円	40万円	25万円	30万円	10万円	—
脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	100万円	—	100万円	—	—	—	—	—
頭蓋内の内出血もしくは 血腫または眼球の内 出血もしくは血腫	90万円	—	20万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂 または眼球の損傷も しくは破裂	—	—	55万円	—	—	80万円	—	—	—	—	—	—

熱傷	5万円	5万円	—	—	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	15万円
その他	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円

- (注1)「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。
- (1) 頭部
 - (2) 顔面部
 - (3) 頸部
 - (4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
 - (5) 上肢
 - (6) 下肢
- (注2) 胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんこう骨を含みます。
- (注3) 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。
- (注4) 同一の事故により被った傷害の部位およびその症状等が、この表の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれその項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金額を医療保険金として支払います。
- (注5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、入院または通院した日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は第11条（他の身体の障害または疾病の影響等）(1)にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高い方の額を医療保険金として支払います。ただし、既に第10条（医療保険金の支払）(1)②による医療保険金を支払った場合については除きます。

(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

- 第1条（この特約の適用条件）**
- この特約は、この保険契約に搭乗者傷害危険補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- 第2条（保険金を支払う場合）**
- 当会社は、この特約により、搭乗者傷害危険補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同特約第8条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同特約第9条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

(3) 人身傷害補償特約

- 第1条（用語の定義）**
- この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
算定基準	＜別紙＞人身傷害補償特約損害額基準をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する意欲かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的常所見のないものは含みません。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） イ. 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ウ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） エ. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） オ. 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
-----------	---

- 第2条（この特約の適用条件）**
- この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- 第3条（保険金を支払う場合）**
- 当会社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害^(注)に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。
(注) 損害
この損害の額は第8条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

- 第4条（保険金を支払わない場合—その1）**
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
 - (3) 当会社は、平常の生活または通常の業務に支障のない程度の微傷の創傷感染症^(注)による損害に対しては、保険金を支払いません。
(注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

- 第5条（保険金を支払わない場合—その2）**
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険者が自動車を競技、曲技^(注4)もしくは試験のために使用すること、または自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。
 - ⑦ 被保険者が搭乗中の自動車を危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車を危険物を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
(注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
(注4) 競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
(注5) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(注6) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
(注7) 業務
家事を除きます。
- (2) 当会社は、記名被保険者が、被保険者の使用者の業務^(注1)のためにその使用者の所有する自動車^(注2)を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(注1) 業務
家事を除きます。
(注2) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃

- 借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (3) 当会社は、被保険者が、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車^(注2)、またはこれらの者が常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (4) 当会社は、記名被保険者が、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車^(注3)、二輪自動車、原動機付自転車、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バス以外であるもの、または搭乗中に生じた損害、または、記名被保険者が借用自動車以外であるものを運転中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 特種用途自動車
自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限りします。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② ①以外の者で、記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中の者
(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車を搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準によって算定される金額（賠償義務者がある場合において、この金額が自賠償保険等によって支払われる金額^(注2)を下回る場合には、自賠償保険等によって支払われる金額^(注3)とします。）を合計して算出するものとします。
- ① 傷害を被り、生活機能または業務能力の減少または滅失をきたし、かつ、治療を要した場合
傷害による損害
 - ② 後遺障害が生じた場合
後遺障害による損害
 - ③ 死亡した場合
死亡による損害
- (注) 自賠償保険等によって支払われる金額
自賠償保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定された金額の合計額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額の合計額を、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。この場合において、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額とは、(1)の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額に対し、その賠償義務者の責任割合を乗じた額（自賠償保険等によって支払われる金額^(注2)を下回る場合には、自賠償保険等によって支払われる金額^(注3)とします。）とします。
- (注) 自賠償保険等によって支払われる金額
自賠償保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用^(注2)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 普通保険約款基本条項第19条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第19条④に規定する権利の保全または行使をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
(注) 費用
収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）(1)の
規定により決定した損害額}} + \boxed{\text{前条の費用}} = \text{保険金の額}$$

- (2) (1)にかかわらず、次のアからカまでのいずれかに該当するものがある場合においては、

- 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ次の①または②の算式によって算出した額とします。
- ア 自賠償保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
- イ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ウ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- エ 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注1)
- オ 第8条（損害額の決定）(1)の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- カ アからオのほか、第3条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

- ① アからカまでの合計額が、自己負担額^(注3)より大きいとき

- (1) に定める額 －（アからカまでの合計額 － 自己負担額^(注3)）＝ 保険金の額

- ② 上記①以外るとき

- (1) に定める額

- (注1) その給付される額

労働者災害補償保障法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

- (注2) その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

- (注3) 自己負担額

第8条(1)の規定により決定した損害額と前条の費用の合計額から、(1)に定める額を差し引いた額をいいます。

ただし、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を、第8条(1)の規定により決定した損害額とみなします。

なお、この額の算出にあたっては、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用および遅延損害金は含みません。

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険金請求権者が第8条（損害額の決定）(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額を請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第8条(2)の規定により、
保険金請求権者が当会社
の同意を得て請求した額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から③までの合計額}} = \text{保険金の額}$$

- ① 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注1)

- ② 第8条(2)の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

- ③ ①または②のほか、第3条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注2)

- (注1) 給付される額

労働者災害補償保障法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

- (注2) その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（保険金請求権者等の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合で、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければならない。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第3条の損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害

- 賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- ⑤ 人身傷害事故の原因となった自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につめなければなりません。
- (4) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 当会社は、賠償義務者または第3条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額^(注2)について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額
保険金額および保険金の額等がある傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みます。
- (8) 被保険者または保険金を受け取るべき者は、第16条(代位)(1)により移転した請求権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第13条(人身傷害に関する当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第19条(事故発生時の義務)もしくは③の規定に定める通知または第15条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 当会社は、(1)によるほか、治療期間が1年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。
- (3) (1)もしくは(2)の規定による診断書または(1)の規定による死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約および普通保険約款基本条項により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (注) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

第15条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるとします。
- ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
- ② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- ③ 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度にわたった時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 保険金の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に關して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に關して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ その他当社が普通保険約款第24条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき

- 被保険者の代理人がいなくときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の3親等内の親族
- (注) 配偶者
普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合には、当社がその損害に対して保険金を支払ったとき^(注2)は、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注3)を差し引いた額
- (注1) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (注2) 当社がその損害に対して保険金を支払ったとき
第10条(支払保険金の計算)(3)の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。
- (注3) 損害の額
第8条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額とします。
- (2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条(借用自動車の保険契約等の取扱い)

- 借用自動車または被保険者について他の保険契約等がある場合には、当会社は、前条の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、借用自動車やレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (注) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

第18条(普通保険約款の準用)

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり適用します。
- ① 基本条項第13条(重大事由による解除)(2)の規定中、(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項」および(注2)の「自損事故条項」とあるのは「この特約」、②の「傷害」とあるのは「損害(注3)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。
- 「[注3] 損害
被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」
- ② 基本条項第13条(重大事由による解除)(5)の規定中「(注)」とあるのは「[注1]」、②の規定中「自損事故条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害^(注2)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。
- 「[注2] 損害
(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」
- ③ 基本条項第24条(保険金の支払時期)(1)(注) および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「この特約第15条(保険金の請求)(2)および(3)」と読み替えます。
- ④ 基本条項第27条(時効)の「第23条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第15条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
- ⑤ 別表Ⅰ(注)2(3)の「ただし、それぞれの後遺障害に対する金額の合計が上記の規定により決定した等級に対応する金額に達しない場合は、その合計を金額とします。」とあるのは適用しません。

第1 傷害による損害

(第8条 (損害額の決定) (1) ①関係)
傷害による損害は、被保険者の被った積極損害 (救助捜索費、治療関係費、その他の費用)、休業損害、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 積極損害

- (1) 治療関係費
- ① 応急手当費
応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。
 - ② 診療料
初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。
 - ③ 入院料
原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
ただし、被保険者の傷害の態様から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
 - ④ 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とする。
 - ⑤ 通院費、転院費、入・退院費
通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。
 - ⑥ 看護料
ア. 入院中の看護料
原則として 12 歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に 1 日につき 4,100 円とする。
ただし、「12 歳以下の子供に近親者等が付き添った場合」以外であっても、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添った場合は 1 日につき 4,100 円を、それ以外の者が付き添った場合は、必要かつ妥当な実費を認めることができる。
イ. 自宅看護料または通院看護料
医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12 歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。
(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。
(イ) 近親者等
1 日につき 2,050 円とする。
ウ. 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、アまたはイ (イ) の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑦ 諸雑費
療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、下記による。
- ア. 入院中の諸雑費
入院 1 日につき 1,100 円とする。ただし、立証資料等により 1,100 円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。
- イ. 通院または自宅療養中の諸雑費
社会通念上必要かつ妥当な実費とする。
- ⑧ 柔道整復等の費用
正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑨ 義肢等の費用
傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑩ 診断書等の費用
必要かつ妥当な実費とする。
- (2) その他の費用
上記 (1) 以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。
2. 休業損害
受傷により被った現実の収入減少額とし、原則として下記の算式による。
- (1) 有職者の場合
下記の算定方法による。ただし、1 日あたりの収入額が 5,700 円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1 日につき 5,700 円とする。
対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。
なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。
- ① 給与と所得者 (ただし (2) に規定するアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除く。)
- 事故直前 3 か月間の月例給与等 × 対象休業日数
90 日
- ア. 事故直前 3 か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における 3 か月間の月例給与の合計額 (本給および付加給) とする。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出を原則とする。
- イ. 賞与等について、現実が生じた収入の減少があればその額を含める。
- ウ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱う。
- エ. 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応

- する期間に対して現に支給された額を差し引く。
- ナ. 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視するものは給与に含める。
- ② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者
- 事故前 1 年間の収入額－必要経費 × 寄与率 × 対象休業日数
365 日
- ア. 過去 1 年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前 1 年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、事業開始初年度等のため、事故前 1 年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料が提出できない場合には、収入および必要経費を証明するその他の資料に基づき決定する。
- イ. 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。
- ③ 自由業者 (報酬、料金または謝金により生計を営むものであって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外資員、著述業者、その他これに類する職種の人をいう)
- 事故前 1 年間の収入額 (固定給を除く) － 必要経費 × 対象休業日数
365 日
- 過去 1 年間の収入額、必要経費については、「②商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準ずる。
- (2) アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等
下記の算定方法による。
- 事故直前 3 か月間の月例給与等 × 対象休業日数
事故直前 3 か月間の就労日数
- ① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1 週間の労働時間が 30 時間未満の者をいう。
- ② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。
- ③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。
- 事故直前 3 か月間の就労日数 × 休業した期間の延べ日数
90 日
- ④ 家業の手伝いを行っているが、(1) ②の家族従業者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。
- (3) 家事従事者の場合
現実家事に従事できなかった日数 (被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。) に対して、1 日につき 5,700 円とする。
- (4) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実労働の対価としての収入のない者の場合は支払い対象とならない。
3. 精神的損害
精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等による損害をいう。
- 精神的損害は、各期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とする。
- 日額 × 対象日数 = 精神的損害の額
- (1) 入院、期間区分による精神的損害の額
- ① 日額
- | |
|-------------------|
| 入院 1 日につき、8,400 円 |
| 通院 1 日につき、4,200 円 |
- ② 対象日数
対象日数は、各期間区分ごとに定める次の割合を、入院、通院それぞれの基準日数に乘じて決定する。
- | | |
|-----------------------|------|
| 事故から 3 か月までの期間 | 100% |
| 事故から 3 か月超 6 か月までの期間 | 70% |
| 事故から 6 か月超 9 か月までの期間 | 45% |
| 事故から 9 か月超 13 か月までの期間 | 25% |
| 事故から 13 か月超の期間 | 15% |
- ア. 入院基準日数
実際に入院治療を受けた日数とする。
- イ. 通院基準日数
各期間区分ごとの総日数 (注1) から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の 2 倍を上限として決定する。
なお、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の指示により次のいずれかに該当するギプスを常時装着したときは、その日数を実通院日数に含む。
- (ア) 長管骨 (注2) の骨折および脊柱の骨折によるギプス
(イ) 長管骨 (注2) に接続する三関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス
(ウ) 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス
(注1) 各期間区分ごとの総日数
治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの総日数をいう。
(注2) 長管骨
上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいう。
- (2) 妊婦が胎児を死産または死産した場合の精神的損害の額
(1) とは別に、次に掲げる表の金額を認定する。

妊娠月数（週数）	金額
妊娠3か月（12週）以内	30万円
妊娠4か月（13週）～6か月（24週）	50万円
妊娠7か月（25週）～9か月（36週）	80万円
妊娠10か月（37週）以上	120万円

4. その他の損害

上記1から3以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

第2 後遺障害による損害

（第8条（損害額の決定）（1）②関係）

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。
なお、後遺障害の等級は、普通保険約款別表Ⅰによる。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式で計算する。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}$$

ただし、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式で計算する。

$$\text{収入額} \times \left[\frac{\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数} \right] = \text{逸失利益の額}$$

（1）被保険者区分別逸失利益計算方法

- ① 有職者で現実収入額の立証が可能なる下記いずれか高い額とする。

ア. 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

イ. 年齢別平均給与 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合には、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与として、アと比較し高い額とする。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者（定年退職者を除く。）、家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合には、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合は18歳平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

- ④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

年齢別平均給与 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を上回る場合は、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

（2）収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記（1）の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は下記の通りとする。

- ① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1年間または後遺障害確定前1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故または後遺障害確定前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与または年齢別平均給与を基礎に決定する。

イ. 「年齢別平均給与」および「18歳平均給与」は付表Ⅰによる。

- ② 労働能力喪失率

付表Ⅱに定める各等級に対する喪失率を上限に、被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、事故前と後遺障害確定後の就労状況・日常生活状況等を勘案して、労働能力喪失率を決定する。

- ③ 労働能力喪失期間

被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業等を総合的に勘案して、労働能力喪失期間を決定する。ただし、就労可能年数の範囲内とします。

- ④ ライプニッツ係数（中間利息控除係数）

労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は付表Ⅲによる。

2. 精神的損害

（1）精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等

による損害をいう。精神的損害の額は、後遺障害等級別に下記の金額とする。

- ① 介護を要する後遺障害

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円

- ② ①以外の後遺障害

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	950万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

（2）次のいずれかに該当する場合は、（1）にかかわらず、次のとおりとする。

- ① ①に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

- ② （1）②の第1級、第2級または第3級に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円

（3）（1）および（2）の場合において、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、次の算式で計算する。

$$\frac{\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額}} = \text{精神的損害の額}$$

3. 将来の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の確定後に生ずる付添看護料および諸雑費をいう。将来の介護料が認められる場合は、下記の（1）、（2）、（3）および（4）により次の算式で計算する。

$$\text{年間の介護料} \times \text{介護期間に対応するライプニッツ係数}$$

（1）介護料

- ① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき13万円とする。

- ② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき6万5千円とする。

（2）介護期間

- ① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合

医師の診断等を勘案して妥当な生存可能年数をもって介護期間を決定する。

- ② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案して介護期間を認定する。

（3）ライプニッツ係数（中間利息控除係数）

介護期間に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによる。

（4）定期金による支払い

普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払いを希望したときの将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6か月ごとの前払いとする。

4. その他の損害

上記1から3以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし200万円を限度とする。

第3 死亡による損害

（第8条（損害額の決定）（1）③関係）

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 葬儀費

原則として60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 逸失利益

逸失利益とは、死亡したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式

で計算する。

$(\text{収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$

ただし、被保険者が年金等の受給者である場合には、次の算式で計算された額を加える。
なお、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等
は現に受給していない者に限ることとし、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者
には加算しない。

$(\text{年金等の額} - \text{生活費}) \times \left(\frac{\text{平均余命に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}} \right)$

(1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

① 有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記いずれか高い額とする。

ア、(現実収入額 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

イ、(年齢別平均給与 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、
労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るもの
がある場合には、年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与として、アと比較し高
い額とする。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者(定
年退職者を除く)、家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を下回る場合で、労働能力喪失期間
中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与を上回るものがある場合には、
年齢別平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

③ 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与のうち全年齢平均給与と
上回るものがある場合は18歳平均給与に替えて全年齢平均給与とする。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

(年齢別平均給与 - 生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与が全年齢平均給与を上回る場合は、年齢別平均給与と
替えて全年齢平均給与とする。

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライブニッツ係数は
下記の通りとする。

① 収入額

ア、「現実収入額」は、事故前1年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の
確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額
とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い
場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基
礎に決定する。

イ、「年齢別平均給与」および「18歳平均給与」は付表Ⅰによる。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とする。

ア、被扶養者がいない場合 : 50%
イ、被扶養者が1人の場合 : 40%
ウ、被扶養者が2人の場合 : 35%
エ、被扶養者が3人以上の場合 : 30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は付表Ⅳによる。

④ 平均余命

平均余命は付表Ⅴによる。

⑤ ライブニッツ係数(中間利息控除係数)

就労可能年数に対応するライブニッツ係数は付表Ⅳ、平均余命に対応するライブニ
ツ係数は、被保険者の死亡時の平均余命および付表Ⅲによる。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受け
た精神的苦痛等による損害をいう。

被保険者の属性別に下記の金額とする。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が65歳以上である場合	1,500万円
被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

上記1から3以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

付表Ⅰ 全年齢平均給与額および年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68~	314,800	236,600
43	478,300	301,000			

全年齢平均給与 男子：415,400円
女子：275,100円

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100
第2級	100 / 100
第3級	100 / 100
第4級	92 / 100
第5級	79 / 100
第6級	67 / 100
第7級	56 / 100
第8級	45 / 100
第9級	35 / 100
第10級	27 / 100
第11級	20 / 100
第12級	14 / 100
第13級	9 / 100
第14級	5 / 100

(労働基準局長通牒昭32.7.2基発第551号による。)

付表Ⅲ ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

(注) 幼児および18歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するに当り、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。
(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合
12.462(20年の係数)－6.463(8年の係数)＝5.999

付表Ⅳ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意志と能力を有する無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および働く意志と能力を有する無職者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出する。
(例) 3歳の幼児の場合
(1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年－3年)に対応する係数 19.119
(2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年－3年)に対応する係数 10.380
(3) 就労可能年数 49年(64年－15年)
(4) 適用する係数 8.739(19.119－10.380)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

付表Ⅴ 第20回生命表による平均余命 (単位：年)

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才
男	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66

	20才	21才	22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才
男女	59 65	58 64	57 63	56 62	55 62	54 61	53 60	52 59	51 58	50 57
	30才	31才	32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才
男女	49 56	48 55	47 54	46 53	45 52	44 51	43 50	42 49	41 48	40 47
	40才	41才	42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才
男女	39 46	38 45	37 44	37 43	36 42	35 41	34 40	33 39	32 38	31 37
	50才	51才	52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才
男女	30 36	29 35	28 34	27 34	27 33	26 32	25 31	24 30	23 29	22 28
	60才	61才	62才	63才	64才	65才	66才	67才	68才	69才
男女	22 27	21 26	20 25	19 24	18 24	18 23	17 22	16 21	15 20	15 19
	70才	71才	72才	73才	74才	75才	76才	77才	78才	79才
男女	14 18	13 18	13 17	12 16	11 15	11 14	10 14	9 13	9 12	8 11
	80才	81才	82才	83才	84才	85才	86才	87才	88才	89才
男女	8 11	7 10	7 9	6 9	6 8	5 7	5 7	5 6	4 6	4 5
	90才	91才	92才	93才	94才	95才	96才	97才	98才	99才
男女	4 5	3 5	3 4	3 4	3 4	2 3	2 3	2 3	2 2	2 2
	100才	101才	102才	103才	104才	105才	106才	107才	108才	109才
男女	2 2	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	110才	111才	112才	113才	114才					
男女	1 1	1 1	— —	— 1	— 1	— 1				

（４）人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注1) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 借用自動車の運行中の、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含まれません。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者^(注1)が保険証券記載の被保険者の運転する借用自動車に搭乗している間に生じた人身傷害事故によって被る損害に限り、人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項^(注2)に従い、保険金を支払います。

(注1) 被保険者

人身傷害補償特約第6条（被保険者の範囲）に定める被保険者をいいます。
(注2) 人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項
普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（５）車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が次に定める者以外の自動車をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の父母、配偶者または子 ③ 借用自動車の所有者
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い借用自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	借用自動車に定着または装備されている物をいい、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、記名被保険者が借用自動車の運転に起因して借用自動車を滅失、破損または汚損したときに、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。ただし、借用自動車と相手自動車の衝突または接触によって借用自動車が滅失、破損または汚損し、かつ相手自動車の登録番号等^(注1)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合で、かつ、普通保険約款対物賠償条項により保険金が支払われる場合に限りします。
(注) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(2) (1) の借用自動車には、付属品を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって借用自動車を滅失、破損または汚損が生じたとき、または記名被保険者が法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合、もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に借用自動車が滅失、破損または汚損が生じたときには保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく借用自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく借用自動車の借主^(注2)
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子。ただし、記名被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りします。
- (注1) 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく借用自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく借用自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって借用自動車が滅失、破損または汚損が生じた場合には、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑦ 詐欺または横領
 - ⑧ 借用自動車を競技、曲技^(注4)もしくは試験のために使用していること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注5)すること。

- ⑨ 借用自動車に危険物^(注6)を業務^(注7)として積載すること、または借用自動車^(注6)が、危険物^(注6)を業務^(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 暴動
- 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
- 使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技、曲技
- 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 使用
- 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 危険物
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 業務
- 家事を除きます。
- (3) 当会社は、借用自動車に生じた滅失、破損または汚損が次のいずれかに該当する滅失、破損または汚損のみである場合には、保険金を支払いません。
- ① 借用自動車^(注6)が航空機または船舶によって輸送されている間^(注1)に生じた滅失、破損または汚損。ただし、その船舶がフェリーポート^(注2)である場合を除きます。
- ② 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他の自然の消耗
- ③ 故障による滅失、破損または汚損^(注3)
- ④ 借用自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた滅失、破損または汚損
- ⑤ 付属品のうち借用自動車に定着されていないものに生じた滅失、破損または汚損。ただし、借用自動車の他の部分と同時に滅失、破損または汚損が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ^(注4)に生じた滅失、破損または汚損。ただし、借用自動車の他の部分と同時に滅失、破損または汚損が生じた場合を除きます。
- (注1) 借用自動車^(注6)が航空機または船舶によって輸送されている間
- 積込みまたは積下し中を含みます。
- (注2) フェリーポート
- 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- (注3) 故障による滅失、破損または汚損
- 偶然な外來の事故に直接起因しない借用自動車の電氣的または機械的な滅失、破損または汚損をいいます。
- (注4) タイヤ
- チューブを含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、借用自動車に第3条（保険金を支払う場合）の損害が生じた場合は、保険証券記載の保険金額の全額を記名被保険者に支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(1)に規定する対物賠償事項に係る保険金請求権が発生した時から発生し、これを行行使すことができるものとします。
- (2) 記名被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 滅失、破損または汚損の程度を証明する書類
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
- ④ その他当会社が普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) (2)の交通事故証明書書を提出しない場合は、交通事故証明書にかえて次の書類および写真が当会社に提出しなければなりません。
- ① 借用自動車と相手自動車または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 借用自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料
- (4) 記名被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき記名被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、記名被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 記名被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、記名被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 配偶者
- 普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (5) (4)の規定による記名被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約および普通保険約款基本条項により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それその他の保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第8条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 基本条項第24条（保険金の支払時期）(1) (注)および(2) (注1)の「被保険者」とあるのは「記名被保険者」、「前条(2)および(3)」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）(2)、(3)および(4)」
- ② 基本条項第27条（時刻）の「第23条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。

(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（バド）をいいます。ただし、その使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用または管理しているものを除きます。 (注) レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車ならびに道路運送車両法に定める原動機付自転車に該当するものを除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、記名被保険者が自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害することにより記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および記名被保険者が自転車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することにより記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第4条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項、対人賠償事項および対物賠償事項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり適用します。

- ① 「借用自動車」とあるのは「自転車」と読み替えます。
- ② 対人賠償事項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(3)および対物賠償事項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(3)の規定中、「その使用者の所有する自動車(注2)」とあるのは「その使用者の所有する自転車」、「自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車」とあるのを「自転車の修理、保管、洗車、売買、陸送、賃貸等自転車を取り扱う業務として受託した自転車」とそれぞれ読み替えます。
- ③ 対人賠償事項第6条（当会社による解決）(3)③はこれを適用しません。
- ④ ①の規定に関わらず、基本条項第22条（借用自動車の保険契約等の取扱い）(1)の規定中、「借用自動車について」とあるのは「自転車または記名被保険者について」、「レンタカー等の自動車」とあるのは「自転車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタサイクル等の自転車」とそれぞれ読み替えます。

(7) 保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合の

ほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払込保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を条件とする旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、第4条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
- (1)の規定にかかわらず、同条項第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。
- ① 保険料が追加となるとき
当会社は、差額保険料^(注1)を一括して請求します。
- ② ①以外のとき
ア、差額保険料^(注1)が未払保険料相当額^(注2)よりも小さいとき
当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。
- 危険が減少した時以前に適用していた分割保険料の額 — 差額保険料^(注1)を変更確認していた分割保険料の回数に分割した金額 = 分割保険料の額
- イ、ア以外のとき
差額保険料^(注1)から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。
- (注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
- (注2) 未払保険料相当額
危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。
- (注3) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。
- (2) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
- (2)の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。
- ① 保険料が追加となるとき
当会社は、差額保険料^(注1)に危険増加が生じた時^(注2)以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。
- ② ①以外のとき
ア、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注3)よりも小さいとき
当会社は、保険料変更日^(注4)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。
- 危険が減少した時以前に適用していた分割保険料の額 — 危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額 = 分割保険料の額

イ、ア以外のとき
当会社は、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に危険の減少が生じた時^(注2)までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注3)を差し引いた額を一括して返還します。

- (注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
- (注3) 未払保険料相当額
危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注4)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。
- (注4) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

分割保険料を要する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

(3) 分割保険料および(1)①または(2)①の追加保険料が相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)①または(2)①の規定により、追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注5)。

ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時以前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (5) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定にかかわらず、当会社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社へに通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

- ① 保険料が追加となるとき
当会社は、差額保険料^(注1)に未經過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。
- ② ①以外のとき
ア、差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額^(注2)よりも小さいとき
当会社は、保険料変更日^(注3)以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

契約条件変更日^(注4) 差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額 — 分割保険料の回数に分割した金額

イ、ア以外のとき
差額保険料^(注1)から、差額保険料^(注1)に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額^(注2)を差し引いた額を一括して返還します。

- (注1) 差額保険料
変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
- (注2) 未払保険料相当額
契約条件変更日^(注4)以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日^(注3)を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。
- (注3) 保険料変更日
分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。
- (注4) 契約条件変更日
保険契約の条件の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
- (6) 当会社が(5)①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件変更日^(注5)からその日を含めて14日以内に、(5)①の追加保険料を払い込まなければなりません。
- (注) 契約条件変更日
(5)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
- (7) (6)に定める期間内に(5)①の追加保険料が払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料請求前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および記名被保険者によって適用される特約に従い、保険金を支払います。

第8条（分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日^(注)までに、次回払込期日^(注)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (注) 次回払込期日
翌月の払込期日をいいます。

- (2) (1)の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、次の時からその効力を生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日^(注)
- (注) 次回払込期日
翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して年額保険料の割合をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。

第10条（準用規定）

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および他の特約の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定中、「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ② 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還—解約の場合）(1)の規定中、「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ③ 普通保険約款基本条項第18条（2）の規定中、「年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期利率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「年額保険料から年額保険料に既経過期間に対してこの特約の別表に掲げる月割利率を乗じた額を差し引いて、その残額（未払込保険料がある場合は、さらに未払込保険料を差し引いた残額）を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、さらに未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- (2) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定は適用しません。

別表 月割利率表

既経過期間・未経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割利率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1) ①、(2) ①または(5) ①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

第2条（追加保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1) ①、(2) ①または(5) ①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承諾します。
- (2) 保険契約者は、第1回分割追加保険料を保険料変更日までに払い込み、第2回目以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（保険料分割払特約の準用）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。
- (1) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定中「(1) ①または(2) ①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間内に」とあるのは「保険料変更日までに」
- (2) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定中「契約条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、(5) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
- (3) 保険料分割払特約第8条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中、「分割保険料」

- とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」
- (4) 保険料分割払特約第9条（解除—分割保険料不払の場合）の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」

(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括払保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) ②または(5) ②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条（追加保険料の払込方法等）(1)の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括払保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第4条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または同条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、(1)の規定にかかわらず、以下のとおりとします。
- ① 第1回分割保険料または追加保険料^(注)をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または同特約第7条（保険料の変更、返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定は適用しません。
- ② 第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第9条（解除—分割保険料不払の場合）(1)または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条（保険料分割払特約の準用）(4)の規定は適用しません。
- (注) 追加保険料
- (5)の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合のその未払込保険料を含みます。
- (3) 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- (4) 当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、(1)および(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収^(注)できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (注) 領収
- 当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。
- (5) 当会社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行う前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払込保険料の全額を請求日^(注)までに一時に当会社に払い込まなければなりません。また、この場合、保険契約者が請求日^(注)までに未払込保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。
- ① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができず。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、未払込保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 請求日
- 当会社が請求した日をいいます。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料、第1回分割保険料または追加保険料^(注1)

についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時^(注2)以後、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（4）、同条（7）の規定および前条（5）②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注1）追加保険料

前条（5）の規定により保険契約者が払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合のその未払込保険料を含みます。

（注2）保険料の払込みを承諾した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。

（2）当会社は、前条（4）の①または②のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

（1）第3条（保険料の払込み）（4）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額については、保険契約者に請求できないものとします。

（2）（1）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（4）の規定および第3条（保険料の払込み）（5）②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

（1）当会社が前条（1）の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（2）（1）の解除は、普通保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってその効力を生じます。

① 一括払保険料または第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日

② 追加保険料または第3条（保険料の払込み）（5）の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時

③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条（保険料返還の特則）

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、同条（2）、同条（5）、第16条（保険料の返還一無効または失効の場合）（2）、第18条（保険料の返還一解除の場合）（1）、同条（2）およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収^(注)したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

（注）領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（10）保険証券の不発行に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条（保険証券の不発行）

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条（保険証券記載事項の適用）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条（保険証券の請求および発行）

（1）保険契約者は、第3条（保険証券の不発行）の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。

（2）当会社は、（1）の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。

（3）（1）の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条（保険証券記載事項の適用）および前条の規定は適用されないものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

<特約一覧>

適用される特約		保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 搭乗者傷害危険補償特約		搭乗者傷害危険補償特約	14
(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約		搭傷死亡等対象外特約	16
(3) 人身傷害補償特約		人身傷害補償特約	16
(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約		借用自動車のみ補償	23
(5) 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）		車両損害臨時費用特約	23
(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約		自転車運転者損害賠償責任補償特約	24
(7) 保険料分割払特約		表示されません※ ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	24
(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約		表示されません※ ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	26
(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約		クレジットカード（特約付）	26
(10) 保険証券の不発行に関する特約		e サービス（証券不発行）特約	27